

社員の一人一人の境内に於て死亡しき。

(4) 今社に於ける善後策。

廿日の今社に於ける町向債票取内と急遽に役員會議し開き之を善後策と付種々協議し之を同様に注意遺族に對する直面ノ先決問題なりとす。又廿日の今社に於ける町向債票ノ見即時発表しき。

(一) 死者の全額振出後、於て今社葬儀とす。

(二) 大葬祭とす一人當り五百圓ノ支給とす。

(三) 葬儀者迄遺族に對しては扶助料ノ支給とす。

但し一々白米一人當り五合味噌十升ノ標準とす之必要と應じ何程ニテ支給とす。

(四) 健康保險法ノ規定に依り一人に對し二十圓ノ金額ノ支給とす。
(五) 遺族に對する扶助料ノ目下今社に於ける協議中とす其ノ意向トシテ一人平均一千五百圓内外ノ見込とす。

(4) 職員及扶助委員。

新設費取寄書七以下十二元取付と為す之を扶助員他ノ控事しつ

二、見直し控金別行動

(1) 見直し控金取寄書控金部とす之を大同時とす之を控金部ノ名義よりゆす其に附送各支部ノ各振込取付隊ノ組織協助作業に控事中す。

徳川支部 三〇名

カ野田支部 一七名

好尚支部 二四名

入山支部 九名

十日支部 一〇名

日方支部控金同協同支部 一五名